



Ⅲ 高圧ガス保安法関係 法令改正の動向

2020年7月

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

目次

◆ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について

- 1 保安検査及び定期自主検査の期間延長
- 2 認定完成検査実施者・認定保安検査実施者のWeb審査導入
- 3 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化
- 4 義務講習受講期限の再延長

1 保安検査及び定期自主検査の期間延長

➤ 概要

保安検査及び定期自主検査について、次に掲げる時期が令和2年4月10日から9月30日までの間に満了する者は、当該時期が4月延長されました。

- (1) 冷凍則、液石則、一般則、コンビ則及び製造細目告示の規定により保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間（冷凍則第40条第2項、液石則第77条第2項、一般則第79条第2項、コンビ則第34条第2項）
- (2) 冷凍則、液石則、一般則及びコンビ則の規定により定期自主検査を行わなければならない期間（冷凍則第44条第3項、液石則第81条第4項、一般則第83条第3項、コンビ則第38条第3項）

延長告示「経済産業省告示第九十号」等の詳細は、経産省ホームページをご参照ください。

< https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html >

〔新型コロナウイルスの影響を踏まえ、改正されたもの〕

➤ 公布・施行（同日）

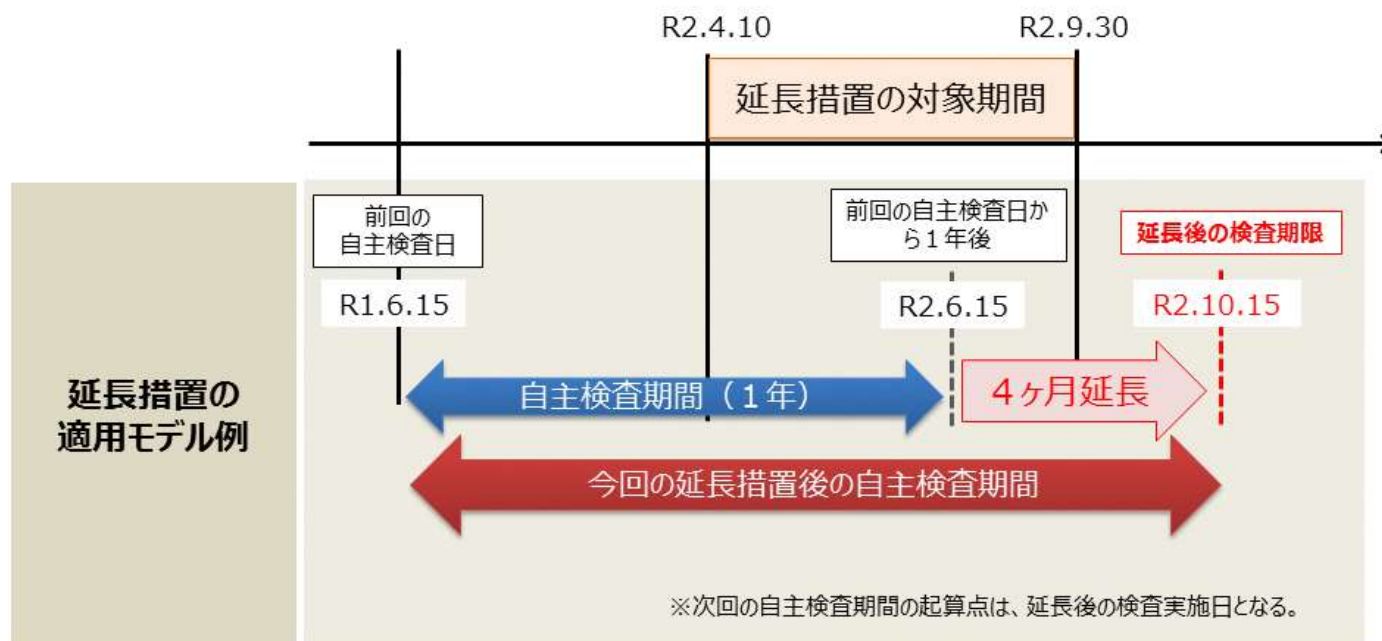
2020年4月10日

1 保安検査及び定期自主検査の期間延長

▶ 定期自主検査の期間について（経産省ホームページより）

高圧ガス製造施設等の
定期自主検査

自主検査を行わなければならない期間が
**令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、
下記のとおり検査期間を4ヶ月延長することが可能**となります。



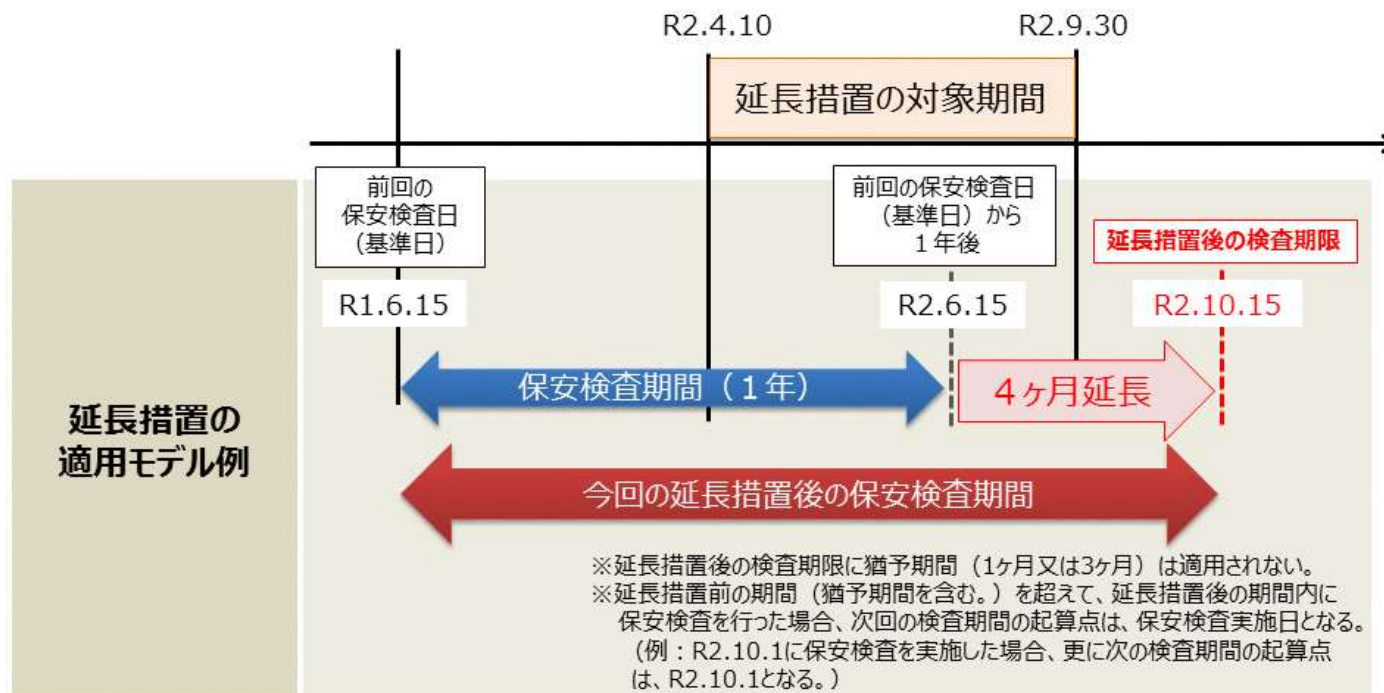
参照条文：冷凍則第44条3項、液石則第81条4項、一般則第83条3項、コンビ則第38条第3項

1 保安検査及び定期自主検査の期間延長

▶ 保安検査の期間について（経産省ホームページより）

高圧ガス製造施設の
保安検査

検査を受け又は自ら行われなければならない期間が
**令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、
下記のとおり検査期間を4ヶ月延長することが可能となります。**



参照条文：冷凍則第40条2項、液石則第77条2項、一般則第79条2項、コンビ則第34条第2項

引用元：経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室

< https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html >

2 認定完成検査実施者等のWeb審査導入

▶ 概要

完成検査及び保安検査の認定の基準等に係る現地審査に代わり、Webを用いた審査（図面、写真及び映像その他の資料の確認）を受けることが可能となりました。

ただし、この場合、事後的に現地確認を受ける必要があります。※

※現行法令上、完成検査及び保安検査の認定に係る検査では、経産省又はKHKによる書類審査及び現地審査を受けることとなっています。

（一般則第86条、88条、89条、液石則第84条、86条、87条、コンビ則第41条、43条、44条、冷凍則第47条、49条、50条）

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令「経済産業省令第六十号」及び「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規定」（20200608保局第2号）等の詳細は、経産省ホームページをご参照ください。

< https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html >

〔新型コロナウイルスの影響を踏まえ、改正されたもの〕

▶ 公布・施行（同日）

2020年6月26日

3 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

▶ 概要

講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことが可能となりました。※

※現行法令上、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとなっています。

(試験則第10条)

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令「経済産業省令第六十号」等の詳細は、経産省ホームページをご参照ください。

< https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html >

〔新型コロナウイルスの影響を踏まえ、改正されたもの〕

▶ 公布・施行（同日）

2020年2月28日

4 義務講習受講期限の再延長

▶ 概要

保安企画推進員等が選任後6月以内に受けなければならない義務講習について、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日までに受講すればよいものとなりました。

(一般則第68条、液石則第66条、コンビ則第27条)

令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長としていたところ、上記のとおり期限の変更がありました。*

※令和2年3月17日の措置

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317_1.html>

延長告示「経済産業省告示第百四十号」等の詳細は、経産省ホームページをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html>

〔新型コロナウイルスの影響を踏まえ、改正されたもの〕

▶ 公布・施行（同日）

2020年2月28日

4 義務講習受講期限の再延長

▶ 前回の措置と今回の措置の比較（経産省ホームページより）

保安企画推進員

保安係員

保安主任者

選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に終了する場合は、期間が令和3年3月31日まで延長されます。

前回（R2.3.17）の措置

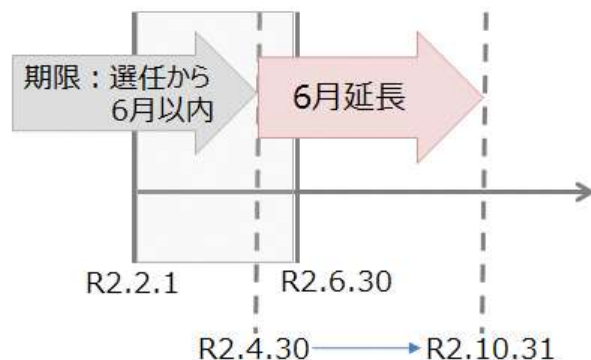
対象：期限が令和2年2月1日から同年6月30日までに到来する場合

延長：上記期限から、6カ月延長

今回の措置

対象：期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までに到来する場合

延長：令和3年3月31日まで延長



参照条文：高圧ガス保安法 液石則第66条、一般則第68条、コンビ則第27条

引用元：経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室

< https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html >